

～平成20年4月から農林漁業者による「農家民宿」の新規開業がさらに容易になりました～

平成20年4月1日より、食事付きの農家民宿を開業する際の食品衛生法関連の要件が緩和になりました。

ポイント

- ・調理室面積は一般食堂と同じ6.6m²以上で可（従来は旅館・ホテル・簡易宿所は9.9m²以上）
- ・調理室内に専用の手洗い施設を要せず、手指洗浄消毒設備を設置すれば洗浄設備と兼用可
- ・配膳室の設置は不要

例えば、次のような条件で、開業することが可能になります（想定条件：旅館用途面積が延べ面積の1/2未満かつ50m²以下、客室面積33m²（20畳）未満の場合で、農林漁業者が農林漁業体験を提供する民宿であることを認められた施設）

部屋

8畳一間から開業は可能です。

ただし、1階で、直接外部に容易に避難できる窓等がある部屋が条件です。

寝室に使用される部屋には、住宅用火災報知器をつける必要があります。

台所

条件を満たしていれば、調理室を家庭用の台所（6.6m²以上）と兼用することが可能です。

手洗い専用のシンクがない場合は、手指洗浄用の消毒薬を設置が必要です。

台所では飲食できません。（ダイニングセットなどは置かない）

宿泊客のみ提供可能です。（概ね10食以下）

日中、農家レストランなど（ランチ等の提供）の営業などをする場合は飲食店営業（面積9.9m²以上）の許可が必要。

トイレ

家族と同じトイレで開業可能です。ただし、便器数は条件によって異なります。

風呂

近くの公衆浴場（例えば第三セクターで経営している温泉施設など）の利用で開業が可能です。

本来は、宿泊者専用（民宿従事者用とは別に）風呂が必要です。

非常用誘導灯の設置

不要です

ただし、不燃性のカーテン、消火器の設置を指導しています。

自動火災報知設備

不要

平成23年6月1日以降は、寝室や階段等に住宅用火災警報器の設置が必要となります。

地域の火災予防条例によっては、ストーブ等の火気使用設備に対する規制があります。

防火上主要な間仕切り壁の設置

不要

非常用の証明装置の設置

不要

屋根・外壁

現状のまま開業可能

建築確認が必要な改築等が伴わないのであれば茅葺き屋根でも構いません。

なお、これらの特れを用いるには、申請者が「農林漁業者」で、「農林漁業体験民宿業」であることが必要です。

これを確認するために、平成20年4月1日からは農林漁業者が旅館業法施行令および施行規則の特れを用いて、簡易宿所の経営許可（農林漁業体験民宿業）申請をする際の事前確認に係る取扱要領を定めました。